

教職 10 年目研修(高等学校、特別支援学校)

- 1 目 的 教職 10 年目の段階に即応した教育に関する知識・技能・態度等を身に付け、教員としての資質の向上を図る。
- 2 主 管 総合教育センター研修部(Tel 028-665-7202)
- 3 校 種 高等学校、特別支援学校
- 4 対 象 教職 10 年目に該当する教員
- 5 時 間 9:30～16:00 (受付 9:00～9:30)
- 6 研修内容等 ※とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)を毎回持参してください。

区分	実施日	研 修 内 容	講師・助言者等／会場
第 1 日	5/20 (月)	研修オリエンテーション 講話 「10 年目教職員への期待」 説明 「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」 ----- 【高等学校】 講話 「発達障害のある生徒への支援」 教科別分科会 「教科指導の工夫・改善Ⅰ」 ----- 【特別支援学校】 教科別分科会 「学習指導における今日的課題Ⅰ」 「学習指導における今日的課題Ⅱ」 「学習指導の工夫・改善Ⅰ」	県教委教育長 総務課職員 学校教育課職員 特別支援教育室職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第 2 日	6 月中	公開授業A 課題研究テーマ設定	所属校の教員 ----- 会場：所属校
第 3 日	7/23 (火)	講話 「教員のためのメンタルヘルス」 講話 「児童・生徒指導の意義とその在り方」 児童・生徒指導、ホームルーム・学級経営に関する研修 Aコース 「保護者理解 ～“気になる保護者”とのつながりを求めて～」 Bコース 「生徒理解～思春期・青年期の特徴をふまえて～」 Cコース 「いじめの理解と対応」	大学等職員 学校教育課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第 4 日	7/29 (月)	講話 「教育関係法規」 ----- 【高等学校】 「教科指導の工夫・改善Ⅱ」 ----- 【特別支援学校】 講話 「特別支援学校における子ども理解」 研究協議 「保護者理解を深めるために」	県立学校教員 教職員課職員 学校教育課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター

第5日	8/9 (金)	【高等学校】 「教科指導の工夫・改善Ⅲ」		学校教育課職員 総合教育センター職員
	8/26 (月)	【特別支援学校】 「学習指導の工夫・改善Ⅱ」		会場：総合教育センター
第6日	夏季休業中	社会体験研修 下記の中から一つ選択 ○福祉施設体験 ○民間企業体験 ○生涯学習関連施設体験 ○ボランティア活動体験		各研修担当者
				会場：各研修場所
第7日	9/19 (木)	講話 「人権を尊重した教育活動の展開」		総務課職員 学校教育課職員
		【高等学校】 「教科指導の工夫・改善Ⅳ」	【特別支援学校】 「学習指導の工夫・改善Ⅲ」	総合教育センター職員 会場：総合教育センター
第8日	9月 ～ 12月	異校種体験研修		各研修担当者
				会場：各研修会場
第9日	6月 ～ 12月	選択研修 最終ページを必ずお読みください。		各研修担当者
				会場：各研修会場
第10日	1/6 (月)	【高等学校】 「教科指導の工夫・改善Ⅴ」	【特別支援学校】 「学習指導の工夫・改善Ⅳ」	民間人 学校教育課職員
		講話 「今、教員に求められるもの」		総合教育センター職員 会場：総合教育センター

選択研修について（高等学校、特別支援学校）

初任者研修、教職 2～5 年目研修、養護教諭 2～5 年目研修、学校栄養職員 2～5 年目研修、教職 10 年目研修及び教職 20 年目研修においては、それぞれの研修の 1 日を、受講者が自主的・主体的に選ぶ選択研修としています。これは、受講者が自らの能力、適性等に応じて、主体的に各種研修や研究大会等に参加することにより、教職員としての資質や専門性の向上を図ることを目的としています。

1 研修期日

- 初任者研修、教職 10 年目研修及び教職 20 年目研修
6 月から 12 月までの期間に 1 日実施する。
- 教職 2～5 年目研修、養護教諭 2～5 年目研修、学校栄養職員 2～5 年目研修
2 年目 4 月から 4 年目 3 月までの期間に 1 日実施する。

2 選定要件

- (1) 自主的・主体的に選んで参加するもので、次の機関または団体等が主催する研修及び研究大会等。
 - ア) 栃木県総合教育センター
 - ・開催要項に示されている研修のうち、専門研修 2、専門研修 3、生涯学習研修より選択する。
 - イ) 栃木県教育委員会
 - ウ) 宇都宮大学及び宇都宮大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校
 - エ) 栃木県高等学校教育研究会
 - オ) 栃木県連合教育会
- (2) 受講者の能力、適性等の向上に役立つと校長が判断した場合、(1)の機関または団体等以外が主催する研修も認める。ただし、原則として県内のものとする。
- (3) 選択する研修は、半日以上のものとする。研修及び研究大会等が 2 日以上開催される場合、全日程に参加することが条件である。

◎ 留意点

- (1) 受講者は、校長と協議の上、選定してください。
- (2) 総合教育センターにおける研修の期日との重複を避けてください。
- (3) 教職 2～5 年目研修、養護教諭 2～5 年目研修、学校栄養職員 2～5 年目研修においては、各自が設定した「自主研修の目標」との関連に留意してください。
- (4) 詳細については、それぞれの研修で説明いたします。なお、総合教育センター主催の専門研修 2 については、受講管理の都合により、それぞれの研修の第 1 日より受講申込みの締切りが早く設定されておりますので、専門研修 2 を選択する場合は、申込み期限に注意してください。
- (5) 各研修の提出書類の様式は、総合教育センターホームページのそれぞれの研修のページにある「提出書類様式等ダウンロード」からダウンロードできます。

